

税務署からのお知らせ

詳しいお問い合わせは浦河税務署 電話 22-4131

または役場税務課 電話 26-9032

◆ 公的年金等を受給されている皆さんへ

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、(※) **公的年金等に係る雑所得以外の所得** 金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がありません。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得とは、「給与所得、事業（営業・農業）所得、不動産所得、配当所得、年金以外の雑所得、一時所得」などをいいます

【注意】

- 1 確定申告が不要となっても、所得税が非課税になるわけではありません。
- 2 医療費控除や生命保険料控除等の適用がある方は、確定申告をすることで所得税の還付を受けることができる場合もあります。
- 3 所得税の確定申告が不要な方であっても、医療費控除などの各種控除の適用がある場合や、給与・年金以外の所得がある場合等は、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは役場税務課（電話 26-9032）にお問い合わせください。

◆ 確定申告のお知らせ

平成 24 年分の所得税（住民税及び個人事業税）の確定申告期間は、2月 18 日（月）から 3月 15 日（金）までです。確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告書の手引き」などを参考に自分で作成し、提出してください（確定申告書などの用紙や手引きは、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】または役場税務課に置いてあります）。なお、確定申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「**確定申告書等作成コーナー**（※）」で簡単に作成することができ、作成した確定申告書は印刷して郵送等により提出できるほか、そのまま e-Tax で送信することもできますので、ぜひご利用ください。

※確定申告書等作成コーナーは 1 月から利用することができます

登記事項証明書等が役場で受け取れます



■ 請求機の設置場所 浦河町役場 1 階 町民課前のロビー内

■ 請求機の利用時間 午前 9 時～午後 1 時（土・日・祝日、年末年始を除く）

■ 交付が受けられる証明書 請求機で交付が受けられる証明書は下記の表のとおりです。全国の登記情報を取ることができます。

■ 利用方法 請求機はタッチパネル式で、簡単な操作で証明書の発行を請求することができます。操作方法がわからない時は、窓口に法務局職員が常駐しておりますので、気軽に操作方法を聞くことができます。

▷ 不動産の場合は、地番・家屋番号の入力が必要です。請求される前に地番・家屋番号を確認してください。

▷ 商業・法人の場合は、会社名と所在地の入力が必要です。

▷ 会社・法人印鑑証明の場合は、法務局から交付を受けた印鑑カードの読み込みと、代表者の生年月日の入力が必要です。

■ 手数料

証明書の発行手数料は収入印紙で納めます。浦河町役場町民課で収入印紙を販売していますので、ご利用ください。

○ 取扱い時間

午前 9 時から午後 4 時（土・日・祝日、役場が閉庁となる年末年始は除く）

【お問い合わせ】

札幌法務局日高支局 (TEL 0146-42-0415)

浦河町役場企画課 (TEL 26-9012)

手数料	証明書の種類		
700 円	不動産登記	全部事項証明書、現在事項証明書、閉鎖事項証明書	
	商業・法人登記	履歴事項	全部証明書、一部証明書
		現在事項	全部証明書、一部証明書
		閉鎖事項	全部証明書、一部証明書
500 円	会社・法人	代表者事項証明書 印鑑証明書	